

## 規 約

### 携帯トイレの規格適合製品の推奨

特定非営利活動法人日本トイレ研究所（以下、本団体という）は、本団体が提供する携帯トイレの規格適合製品の推奨制度の利用について、次の通り規約を定める。

#### 第1条〔約款の適用〕

本規約は、本制度の利用に際し、基本的な事項を定めるものである。本規約は、本制度を利用する全ての者に適用されるものとする。

#### 第2条〔用語の定義〕

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 本制度：本団体が提供する携帯トイレの規格適合製品の推奨制度をいう。
- ② 規格適合評価：規格適合評価の申請に係る製品が「携帯トイレに関する規格」に適合している旨の評価をいう。
- ③ 規格適合取得者：本団体から規格適合評価を受けた者をいう。
- ④ 規格適合製品：規格適合評価を受けた製品をいう。

#### 第3条〔本制度の利用申請〕

1. 規格適合取得者が、規格適合製品に関して、本団体が当該規格適合製品を推奨していることを示す推奨マークを使用することを希望する場合、本制度の利用を申請することができる。
2. 規格適合取得者が本制度の利用を申請する場合、様式1の推奨制度申請書を本団体に提出しなければならない。

#### 第4条〔推奨マークの利用〕

1. 本制度の利用者は、本団体の定める利用方法に従って、下記の推奨マークをその製品に付す、ホームページ、カタログ、印刷物等に表示する等の方法により利用することができる。
2. 本制度の利用者は、本制度の適用対象として申請された規格適合製品のみが本団体による推奨の対象であることを自覚し、申請された規格適合製品以外が推奨を受けたと誤解されるおそれのある態様で、推奨マークを利用してはならず、推奨マークを利用する際には、推奨の対象となる製品が識別できるよう表示を行わなければならない。
3. 本制度の利用者は、推奨マークを利用するにあたり、その品位を保持し、本団体の信用を害するおそれのある態様で推奨マークを利用してはならない。

## 第5条〔資料等の提供〕

1. 本制度の利用者は、本団体が本制度を運営する上で必要な情報、資料等を、本団体の求めに応じて提供するものとする。
2. 本制度の利用者は、本団体が質問・照会に対する回答、調査その他の協力を求めた場合、適切な協力をを行うものとする。

## 第6条〔対価及び支払い方法〕

1. 本制度の利用者は、本制度の利用の対価として、1製品ごとに年間120,000円（利用期間が1年に満たない場合には、年12月の月割計算による）の利用料を支払うものとする。ただし、休止や取下げの場合は月割計算での利用料にならないものとする。
2. 前項の適用に関して、同一製品で同梱数（セット回数）のみの違いで型式が異なる場合は、これを1製品として取り扱う。また、製品を構成する便袋および処理剤（凝固剤、おがくず、吸収シート等）のいずれかが異なる場合は別製品として取り扱う。
3. 納入された利用料については、過誤による支払いであることが明らかな場合を除き、返還しないものとする。

## 第7条〔推奨マークの取消し〕

1. 本団体は、本制度の利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告なしに、その推奨マークを取り消すことができる。
  - ① 本制度の適用対象として申請された規格適合製品についての規格適合評価が取り消されたとき。
  - ② 本規約に違反したとき。
  - ③ 形・小切手の不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能となったとき。
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - ⑤ 監督官庁より営業の許可取消し又は停止等の処分を受けたとき。
  - ⑥ 第三者より仮差押え、仮処分若しくは強制執行の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
  - ⑧ 解散し又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転の当事会社となったとき。
  - ⑨ 本制度の利用にふさわしくない不行跡があったとき
2. 前項により推奨マークが取り消された場合であっても、本団体は、既に納入された利用料は返還しないものとする。

## 第8条〔推奨する製品の公表〕

1. 本団体は、本団体による推奨の対象となる製品を公表するものとし、本制度の利用者は、本制度の適用対象として申請された規格適合製品に関する情報が公表されることをあらかじめ承諾する。
2. 本制度の利用者は、本制度の適用対象として申請された規格適合製品について、変更が生じたときは、直ちに本団体に届出を行うものとする。

## 第9条〔損害賠償〕

1. 本団体は、本制度の提供にあたり、本団体の責に帰すべき事由により本制度の利用者に損害を与えた場合、当該利用者に対して現実に生じた直接かつ通常の損害を、損害発生時の直近1年間に受領した対価の金額を限度として賠償するものとする。
2. 本団体が故意又は重過失により事業者に損害を与えた場合は、前項に定める損害賠償の範囲の限定及び損害賠償額の上限は適用されないものとする。

## 第10条〔反社会的勢力の排除〕

1. 本制度の利用者は、自己、自己の役員、自己の関係会社（その役員を含む）又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - ① 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
  - ② 反社会的勢力を利用していると認められること
  - ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい認められること
  - ④ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること

## 第11条〔規約の変更〕

本団体は、法令等の改正、経済的状況の変化、本制度の変更その他本団体が必要と認めた場合に本規約を変更することができる。本規約を変更するにあたって、本団体は、本制度の利用者への通知により、本規約を変更する旨及び本規約の変更後の内容を周知するものとする。

## 第12条〔管轄裁判所〕

本制度に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条〔協議解決〕

本契約の内容に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、事業者及び当社は誠意をもって協議し解決する。

#### 附 則

この規約は、2025年6月27日から施行し、2025年6月27日から適用する。